

# 岐阜県公報

第二千二百二十五号  
平成二十二年二月二十三日

(火曜日)

## 目次

### 規則

岐阜県政資料館管理規則及び岐阜県歴史資料館管理規則を廃止する規則

(人づくり文化課) 一三二

### 告示

主要農作物の奨励品種に関する告示の一部改正

(農産園芸課) 一三一

林業用種苗生産事業者の変更の届出

(林政課) 一三二

保安林に指定する予定である旨の通知

(治山課) 一三三

土地収用法に基づく事業の認定

(用地課) 一三三

道路の供用開始

(道路維持課) 一三四

保安林の指定予定

(中濃農林事務所) 一三四

同

(飛騨農林事務所) 一三五

### 公 示

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等

土地改良区役員の退任

(農地計画課) 一三五

道路交通法に基づく技能検定員審査(大型・中型・普通)

(西濃農林事務所) 一三六

大特・普自二・牽引・大型二種・中型二種・普通二種の実施

(運転免許課) 一三六

道路交通法に基づく教習指導員審査(大型・中型・普通)

(同) 一三八

大特・普自二・牽引・大型二種・中型二種・普通二種の実施

(同) 一三八

## 規則

岐阜県政資料館管理規則及び岐阜県歴史資料館管理規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十二年二月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第十一号

岐阜県政資料館管理規則及び岐阜県歴史資料館管理規則を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

一 岐阜県政資料館管理規則(平成十三年岐阜県規則第二百二十七号)

二 岐阜県歴史資料館管理規則(平成十六年岐阜県規則第四十号)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

岐阜県告示第二百十号

主要農作物の奨励品種に関する告示(平成四年岐阜県告示第五百五十五号)の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年二月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

一の表平坦地帯の部つるちの款準奨励品種の項を削る。三の表奨励品種の項中、「つやほまれ」を削る。

岐阜県告示第百二十一号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十三条第一項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者から変更があった旨の届出があったので、同法第十六条第二項の規定により告示する。

平成二十二年二月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

登録番号	変更した事項		変更年月日
	(変更前) （生産事業者及び 事業所の名称）	(変更後) （生産事業者及び 事業所の名称）	
一〇二	美山町森林組合	岐阜中央森林組合	平成十七年四月一日

岐阜県告示第百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年二月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市大和町大間見字大杉八四の四、白鳥町中西字外別一〇八五の四〇から一〇八五の四五まで、一〇八五の五七から一〇八五の六三まで、白鳥町二日町字寺谷下一五七六の四、一五七六の二一から一五七六の二八まで、一五七六の三〇から一五七六の三四まで、一五七六の四三、一五七六の四六から一五七六の四八まで、一五七六の四九から一五七六の五〇二まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年二月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市美並町上田字宮ノ洞一九一七、一九一八の一、一九一八の二、一九一九から一九二八まで、一九四〇、一九四一の一、一九四二、一九四三、字前平三三八〇の一五から三三八〇の二二まで、三三八〇の二七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百二十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十二年二月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 起業者の名称

郡上市

二 事業の種類

郡上市八幡町相生地区農業集落排水処理施設整備事業及びこれに伴う附帯事業（以下「本件事業」という。）

三 起業地

1 収用の部分

岐阜県郡上市八幡町西乙原字春木場及び字川面地内

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

本件事業は、法第三十一条及び第三十五号に該当するため、法第二十条第一号に規定する要件を充足するものと判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である郡上市は、既に財源措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有していることから、法第二十条第二号に規定する要件を充足するものと判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

本件事業は、郡上市相生地区（以下「本地区」という。）に農業集落排水処理施設（以下「本施設」という。）及び進入路を整備し、し尿及び生活雑排水の浄化処理を行うことにより、農業用排水及び公共用水域の水質を保全することを目的としたものである。

本地区では、近年の生活様式の高度化により生活雑排水が増大しており、また、排出成分も悪化している。これらの汚水が未処理のまま集落内の水路へ流入しているため、農業用排水及び公共用水域の水質汚濁が進行し、農作物の生育阻害や品質低下等の農業経営上の問題及び悪臭や害虫の発生等の生活環境上の問題を引き起こしている。

本施設が整備されることにより、本地区の農業用排水及び公共用水域の水質保全が可能になり、農業経営上及び生活環境上の問題が改善され、良好な農村生活環境の構築に資することが期待されることから、本件事業の計画の妥当性と事業の効果とを考慮すると、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいと考えられる。他方、本件事業の起業地（以下「本件起業地」という。）に周知の埋蔵文化財や希少な動植物の存在は確認されておらず、また騒音等環境に及ぼす影響は認められないため、失われる利益は小さいと考えられる。

また、本件起業地は、社会的条件、地理的条件及び経済的条件をもとにして選定した三案を比較検討した結果、これらの条件を満たすものとして選定されたものである。

さらに、本件事業はし尿及び生活雑排水の浄化処理施設並びに進入路の整備のために必要な最低限の土地を計画的に整備するものであり、本件起業地は、必要最小限の範囲と認められる。

以上のことから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第二十条第三号に規定する要件を充足するものと判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

本件事業により、農業用排水及び公共用水域の水質が保全され、農業経営及び生活環境の向上が期待されることに加え、水質改善について住民の要望も高いことから早急に施行されるべき事業と認められ、土地を収用する公益上の必要があるものと認められるため、法第二十条第四号に規定する要件を充足するものと判断される。

5 結論

1 から4までに述べたとおり、本件事業は、法第二十各号に掲げる要件を充足するものと判断される。よって、本件事業については、同条の規定による事業の認定をするものである。

五 法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所  
郡上市役所水道部

岐阜県告示第百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年二月二十三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域又は決定又は変更の告示年月日ほか）
県道	瑞浪線 上矢作線	恵那市明智町字藤ノ木五四番 二地先から 同市同町字森下一七八一 番一地先まで	三三・〇	平成 二三・三・八	平成 二五・九・五

岐阜県告示第百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年二月二十三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域又は決定又は変更の告示年月日ほか）
県道	御岳山線 朝日線	高山市朝日町胡桃島字与十郎 四二六番一地先地内	一〇四・七	平成 二三・二・三	平成 一九・一・一九

岐阜県告示第百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十二年二月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林の所在場所  
関市小瀬字松尾一八の一、下有知字向山五九八の一、五九九の一
- 二 指定の目的  
魚つき
- 三 指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - 1 主伐は択伐による。
    - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県中濃農林事務所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十二年二月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所  
高山市奥飛驒温泉郷神坂字カルカヤ五七八の一・字長人平五八七の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

なだれの危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

2 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県飛驒農林事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十二年二月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市奥飛驒温泉郷平湯字湯ノ平七六三の五（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

なだれの危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

2 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県飛驒農林事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 示

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第四項の規定により次の県営土地改良事業計画の変更についてその概要等を海津市長及び養老町長と協議したので、同条第六項において読み替えて準用する同法第八十七条の二第八項の規定により公示し、事業計画の変更についてその概要等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年二月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
下池西部地区	海津市役所南濃庁舎 養老町役場	平成二一・二・二三から 三・二四まで

土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十二年二月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区	退任年月日	役名	氏名	住 所
大垣土地改良区	平成三〇・三・五	理事	宇 納 充	大垣市野口 一丁目六四番地

道路交通法に基づく技能検定員審査（大型・中型・普通・大特・普自一・牽引・大型二種・中型二種・普通二種）の実施

道路交通法（昭和三十五年法律第五号。以下「法」という。）第九十九条の二第四項第一号イの規定に基づく技能検定員審査を行うので、技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。）第二条の規定により公示する。

平成二十二年二月二十三日

岐阜県公安委員会  
委員長 鈴 木 嘉 進

一 技能検定員審査の種類、期日及び場所

審査の種類	期 日	場 所
大型自動車免許に係る技能検定員審査（大型）	平成二十二年九月二十九日 同 年十月十四日 同 年十一月十五日	岐阜市三田洞東二丁目二番八号 岐阜県警察本部交通部運

転免許課

中型自動車免許に係る技能検定員審査（中型）	平成二十二年九月十三日 同 年同月二十七日 同 年十月四日 同 年同月十三日 同 年同月二十日 同 年十一月八日 同 年同 月十七日
普通自動車免許に係る技能検定員審査（普通）	平成二十二年七月二十日 及び同月二十一日 同 年八月二十日
大型特殊自動車免許に係る技能検定員審査（大特）	平成二十二年九月十六日 同 年同月二十二日 同 年同月三十日 同 年十月十八日 同 年十一月十一日 同 年同 月十八日
普通自動二輪車免許に係る技能検定員審査（普自一）	平成二十二年九月十四日 同 年同月二十一日 同 年同月二十八日 同 年十月五日 同 年十一月九日 同 年同 月十六日
牽引免許に係る技能検定員審査（牽引）	平成二十二年九月十五日 同 年十月六日 同 年十一月十日
大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査（大型二種）	平成二十二年四月十四日 同 年同月二十六日 同 年十二月八日 同 年同 月二十日
中型自動車第二種免許	平成二十二年四月十四日

<p>に係る技能検定員審査 (中型二種)</p> <p>同 年同月二十六日</p> <p>同 年十二月八日</p> <p>同 年同 月二十日</p> <p>普通自動車第二種免許 に係る技能検定員審査 (普通二種)</p> <p>同 年同 月二十日</p> <p>同 年十二月八日</p> <p>同 年同 月二十日</p> <p>平成二十二年四月十四日</p> <p>同 年同月二十六日</p>	<p>二 技能検定員審査の申請手続に関する事項</p>	<p>1 申請に必要な書類</p>	<p>ア 審査申請書</p> <p>イ 住民票の写し</p> <p>ウ 運転記録証明書</p> <p>エ 技能検定員審査の種類に応じた運転免許証の写し</p> <p>オ 第二種免許に係る審査については、規則第七条第一項の表に規定する当該技能検定員資格者証の写し</p> <p>カ 規則第十七条第一項各号、第二項各号又は第三項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面</p>	<p>2 提出先 岐阜県公安委員会（交通部運転免許課経由）</p>	<p>三 その他技能検定員審査の実施に関し必要な事項</p>	<p>1 大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許、大型特殊自動車免許、普通自動車免許又は牽引免許に係る技能検定員審査の審査方法等</p>	<table border="1"> <tr> <th>審査項目</th> <th>審査細目</th> <th>審査方法等</th> </tr> <tr> <td>技能検定に関する技能</td> <td>技能検定員として必要な自動車の運転技能</td> <td>技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、九十パーセント以上の成績であること。</td> </tr> <tr> <td>技能</td> <td>自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能</td> <td>実技試験により行うものとし、その合格基準は、九十五パーセント以上の成績であること。</td> </tr> </table>	審査項目	審査細目	審査方法等	技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、九十パーセント以上の成績であること。	技能	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、九十五パーセント以上の成績であること。		
審査項目	審査細目	審査方法等																
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、九十パーセント以上の成績であること。																
技能	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、九十五パーセント以上の成績であること。																
<p>技能検定に関する知識</p> <p>法第八八条の二十八第四項に規定する教則の内容となつてゐる事項</p> <p>自動車教習所に関する法令についての知識</p> <p>技能検定の実施に関する知識</p> <p>自動車の運転技能の評価方法に関する知識</p>	<p>2 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査の審査方法等</p>	<table border="1"> <tr> <th>審査項目</th> <th>審査細目</th> <th>審査方法等</th> </tr> <tr> <td>技能検定に関する技能</td> <td>技能検定員として必要な自動車の運転技能</td> <td>技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、九十パーセント以上の成績であること。</td> </tr> <tr> <td>技能</td> <td>自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能</td> <td>実技試験により行うものとし、その合格基準は、九十五パーセント以上の成績であること。</td> </tr> </table>	審査項目	審査細目	審査方法等	技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、九十パーセント以上の成績であること。	技能	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、九十五パーセント以上の成績であること。	<table border="1"> <tr> <th>審査項目</th> <th>審査細目</th> <th>審査方法等</th> </tr> <tr> <td>技能検定に関する知識</td> <td>道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）第二条第一項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識</td> <td>論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては八十五パーセント以上、その他のものにあつては九十五パーセント以上の成績であること。</td> </tr> </table>	審査項目	審査細目	審査方法等	技能検定に関する知識	道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）第二条第一項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては八十五パーセント以上、その他のものにあつては九十五パーセント以上の成績であること。
審査項目	審査細目	審査方法等																
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、九十パーセント以上の成績であること。																
技能	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、九十五パーセント以上の成績であること。																
審査項目	審査細目	審査方法等																
技能検定に関する知識	道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）第二条第一項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては八十五パーセント以上、その他のものにあつては九十五パーセント以上の成績であること。																

<p>自動車の運転技能の評価方法に関する知識 論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、九十五パーセント以上の成績であること。</p>	<p>道路交通法に基づく教習指導員審査（大型・中型・普通・大特・普自一・牽引・大型二種・中型二種・普通二種）の実施 道路交通法（昭和三十五年法律第五号。以下「法」という。）第九十九条の三第四項第一号イの規定に基づく教習指導員審査を行うので、技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。）第十条第二項において準用する規則第二条の規定により公示する。 平成二十二年二月二十三日 岐阜県公安委員会 委員長 鈴木 嘉 進</p>	<p>一 教習指導員審査の種類、期日及び場所</p>	<table border="1"> <tr> <th>審査の種類</th> <th>期 日</th> <th>場 所</th> </tr> <tr> <td>大型自動車免許に係る教習指導員審査（大型）</td> <td>平成二十二年六月二十一日 同 年同月三十日 同 年七月八日 同 年八月十六日 同 年同月十九日</td> <td>岐阜市三田洞東一丁目二番八号 岐阜県警察本部交通部運転免許課</td> </tr> <tr> <td>中型自動車免許に係る教習指導員審査（中型）</td> <td>平成二十二年六月十四日 同 年同月二十八日 同 年七月七日 同 年同月十五日 同 年八月九日 同 年同月二十三日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通自動車免許に係る</td> <td>平成二十二年八月十七日</td> <td></td> </tr> </table>	審査の種類	期 日	場 所	大型自動車免許に係る教習指導員審査（大型）	平成二十二年六月二十一日 同 年同月三十日 同 年七月八日 同 年八月十六日 同 年同月十九日	岐阜市三田洞東一丁目二番八号 岐阜県警察本部交通部運転免許課	中型自動車免許に係る教習指導員審査（中型）	平成二十二年六月十四日 同 年同月二十八日 同 年七月七日 同 年同月十五日 同 年八月九日 同 年同月二十三日		普通自動車免許に係る	平成二十二年八月十七日	
審査の種類	期 日	場 所													
大型自動車免許に係る教習指導員審査（大型）	平成二十二年六月二十一日 同 年同月三十日 同 年七月八日 同 年八月十六日 同 年同月十九日	岐阜市三田洞東一丁目二番八号 岐阜県警察本部交通部運転免許課													
中型自動車免許に係る教習指導員審査（中型）	平成二十二年六月十四日 同 年同月二十八日 同 年七月七日 同 年同月十五日 同 年八月九日 同 年同月二十三日														
普通自動車免許に係る	平成二十二年八月十七日														
<p>教習指導員審査（普通） 及び同月十八日 同 年九月十日</p>	<p>大型特殊自動車免許に係る教習指導員審査（大特） 同 平成二十二年六月十七日 同 年同月二十四日 同 年七月五日 同 年同月十二日 同 年八月十二日 同 年同月二十六日</p>	<p>牽引免許に係る教習指導員審査（牽引）</p>	<p>普通自動車一輪車免許に係る教習指導員審査（普自一） 同 平成二十二年六月十五日 同 年同月二十二日 同 年同月二十九日 同 年七月六日 同 年八月十日 同 年同月十七日</p> <p>大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査（大型二種） 同 平成二十二年四月十四日 同 年同月二十六日 同 年十一月八日 同 年同月二十日</p> <p>中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査（中型二種） 同 平成二十二年四月十四日 同 年同月二十六日 同 年十一月八日 同 年同月二十日</p> <p>普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査（普通二種） 同 平成二十二年四月十四日 同 年同月二十六日 同 年十一月八日</p>												



同 年 同 月 二 十 日

二 教習指導員審査の申請手続に関する事項

1 申請に必要な書類

- ア 審査申請書
- イ 住民票の写し
- ウ 運転記録証明書
- エ 教習指導員審査の種類に応じた運転免許証の写し
- オ 第二種免許に係る審査については、規則第十五条第一項の表に規定する当該教習指導員資格者証の写し
- カ 規則第十七条第一項各号、第四項各号又は第五項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

三 その他教習指導員審査の実施に関し必要な事項

- 1 大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許、大型特殊自動車免許、普通自動車免許又は牽引免許に係る教習指導員審査の審査方法等

審査項目	審査細目	審査方法等
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、八十五パーセント以上の成績であること。
教習に関する技能	技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。）に必要な教習の技能	実技試験又は面接試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ八十八パーセント以上の成績であること。
教習に関する技能	学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験

する知識

四項に規定する教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識

自動車教習所に関する法令についての知識

教習指導員として必要な教育についての知識

面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ八十八パーセント以上の成績であること。

2 大型自動車第一種免許、中型自動車第一種免許又は普通自動車第一種免許に係る教習指導員審査の審査方法等

審査項目	審査細目	審査方法等
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、八十五パーセント以上の成績であること。
教習に関する知識	技能教習に必要な教習の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、八十八パーセント以上の成績であること。
教習に関する知識	道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）第二条第一項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては八十五パーセント以上、その他のものにあつては九十五パーセント以上の成績であること。

平成二十二年二月二十三日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三  
岐阜文芸社